

前市長への求償金の請求について

入札を巡る裁判で業者に支払った和解金の求償を吉原前市長に求めた裁判につきましては、令和4年広報ばんどう8月号でお知らせしたとおり、令和4年7月12日、最高裁判所が上告を棄却し、上告受理申立は受理しないとの決定をしたことにより、市の請求全てが認められた判決が確定しました。

このことに基づき、市では代理人弁護士と協議しながら、求償金9425万円、これに対する平成29年10月20日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金（令和4年7月現在で約2200万円）および訴訟費用の支払いを求めております。しかし未だ請求に応じていただけない

状況です。このことから、令和4年11月4日の市議会定例会議本会議において、前市長に対して「早急に誠意のある回答を求めること」、「市として市民への説明を行うこと」などのご指摘やご意見をいただきました。本会議に先立ち開催された全員協議会では、市議会議員20人全員が「法治国家であり、最高裁判所の決定が出された以上、前市長は支払いに応じるべき」との一致したご意見でした。

市といたしましては、早期解決のため、代理人弁護士を通じ、早急な支払いを求めてまいりますとともに、経過につきましても、適時お知らせしてまいります。

「ご寄附ありがとうございます」

大切に活用させていただきます



9月12日、明治安田生命保険相互会社（つくば支社）が実施されている「地元元気プロジェクト」の一環で「地域住民の健康増進」「子育て支援」「介護・認知症対策」等に役立ててほしいと「私の地元応援募金」として15万5,000円の寄附をいただきました。いただいた寄附は、健康増進事業等に活用させていただきます。



「お荷物を不在の為持ち帰りました。下記よりご確認ください」は宅配業者を騙る偽メールです